

令和6年度10月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年10月25日（金） 午前9時30分～午前9時50分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

出席委員	1 番 斎藤 昇	2 番 二上 茂雄	3 番 池之谷 昭治
	4 番 岩崎 良一	5 番 肥沼 一彦	6 番 齊藤 喜代治
	7 番 田中 宏	8 番 吉田 英和	9 番 北田 良孝
	10 番 栗原 明夫	11 番 栗原 茂	12 番 平岡 豊子
	13 番 鹿島 正之助	14 番 肥沼 正明	15 番 中 茂紀
	16 番 水村 英紀	17 番 新井 祥穂	

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号17番 新井 祥穂委員、1番 斎藤 昇委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字雪見原の17筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は17筆合わせて15,638.23平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地の耕作状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長：次に、受人の下富地区の耕作状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委員：去年まで耕作放棄地で近隣の畑に迷惑をかけていました。少し前に状況が改善されていましたが、今回現地を確認したところ、是正しているがまた草が生え始めている状態であるため、また今後荒れるのではという懸念があります。申請地は面積が大きくそちらの管理で手いっぱいとなり、下富地区の畑が再び耕作放棄地になってしまうと困るため、今後も注視すべきと考えます。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

委員：事務局として再発防止策を講じることはできないのか。

事務局：農地法での命令などを講じることは難しいです。ただし、畑が荒れてしまう様な状況が見られれば、所有者に対して是正の連絡などを行うことを考えています。

委員：それは重々承知しているが、口頭だけだと覚えていないという人もいます。許可書を渡す際に、総会の中で懸念事項が上がったということで、その旨を渡人に通知書として別途渡すべきではないか。

委員：受人は高齢で親戚などと耕作を行うようだが、今後の管理は問題ないのか。

事務局：提出された書類の中で、労働力などについては確認し、三芳町農業委員会でも耕作状況については問題ないということでした。今後は、苦情などがありましたら、文書や電話などでの対応を行うことは可能と考えています。

議長：他に、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

事務局： それでは、申請番号 1 番が許可となりましたので、事務局で「農業委員会
総会における指摘事項について」文案を作成し、会長に確認していただいた
後に、受人に渡すことでいかがでしょうか。

議 長： 事務局提案の対応でよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。

2 議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字向台です。現況地目は畑で、面積は6,341平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年11月1日から令和9年10月31日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字城字十三部の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,751平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年11月1日から令和16年10月31日までの10年間です。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定いたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、決定いたします。

3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は糍谷です。現況地目は畑で、面積は2, 128平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年1月1日から令和12年12月31日までの5年間です。

以上1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定いたします。

4 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、17件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、3件の届出がありました。

5 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 農用地利用集積等促進計画（原案）に対するご意見について、ご審議をお願いします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。以上ですべての議事を終了します。

鹿島会長職務代理者により閉会 （午前9時50分）